

平成28年10月 土木工事積算要領（下水道編）正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考
電気設備編	1 下水道請負工事工事費積算要領（電気設備編）要領-93（95）	<p>カ 仮設費 仮設費は、仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修等に要する費用である。</p> <p>(ア) 費用の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> a 仮設費＝仮設費対象額×仮設費率＋積上げ積算 b 仮設費対象額は、当該仮設費及び総合試運転を除く直接工事費とする。 c 仮設費率は、表-4による。 <p>(イ) 仮設費率に含まれる内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 据付け工事に必要な標準的な作業用足場、(手摺先行型枠組足場等)。 b 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用。 c 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用。 d 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用。 <p>(ウ) 仮設費で積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。</p> <p>なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用。 b 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用。 c ポンプ井、沈殿池等(池深さ5m以上)、深槽反応タンク、円形沈殿池(重力濃縮槽含む)、汚泥消化タンク内部での機器の据付け工事に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用。 d 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建造物の据付け工事に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用。 e その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用。 	<p>カ 仮設費 仮設費は、仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修等に要する費用である。</p> <p>(ア) 費用の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> a 仮設費＝仮設費対象額×仮設費率＋積上げ積算 b 仮設費対象額は、当該仮設費及び総合試運転を除く直接工事費とする。 c 仮設費率は、表-4による。 <p>(イ) 仮設費率に含まれる内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 据付け工事に必要な標準的な作業用足場、(手摺先行型枠組足場等)。 b 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用。 c 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用。 d 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用。 <p>(ウ) 仮設費で積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。</p> <p>なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用。 b 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用。 c ポンプ井、沈殿池等(池深さ5m以上)、深槽反応タンク、円形沈殿池(重力濃縮槽含む)、汚泥消化タンク内部での機器の据付け工事に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用。 d 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建造物の据付け工事に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用。 e その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用。 	
機械設備編	1 下水道請負工事工事費積算要領（機械設備編）要領-119（121）	<ul style="list-style-type: none"> a 据付け工事に必要な標準的な作業用足場、(手摺先行型枠組足場等)。 b 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用。 c 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用。 d 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用。 <p>(ウ) 仮設費で積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。</p> <p>なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用。 b 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用。 c ポンプ井、沈殿池等(池深さ5m以上)、深槽反応タンク、円形沈殿池(重力濃縮槽含む)、汚泥消化タンク内部での機器等の据付け工事に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用。 d 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建造物の据付け工事に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用。 e その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用。 	<ul style="list-style-type: none"> a 据付け工事に必要な標準的な作業用足場、(手摺先行型枠組足場等)。 b 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用。 c 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用。 d 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用。 <p>(ウ) 仮設費で積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。</p> <p>なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用。 b 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用。 c ポンプ井、沈殿池等(池深さ5m以上)、深槽反応タンク、円形沈殿池(重力濃縮槽含む)、汚泥消化タンク内部での機器の据付け工事に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用。 d 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建造物の据付け工事に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用。 e その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用。 	

カ 仮設費

仮設費は、仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修等に要する費用である。

(ア) 費用の算定

- a 仮設費＝仮設費対象額×仮設費率＋積上げ積算
- b 仮設費対象額は、当該仮設費及び総合試運転を除く直接工事費とする。
- c 仮設費率は、表－4による。

(イ) 仮設費率に含まれる内容は、次のとおりとする。

- a 据付け工事に必要な標準的な作業用足場、(手摺先行型枠組足場等)。
- b 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用。
- c 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用。
- d 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用。

(ウ) 仮設費で積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。

なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。

- a ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用。
- b 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用。
- c ポンプ井、沈殿池等(池深さ5m以上)、深槽反応タンク、円形沈殿池(重力濃縮槽含む)、汚泥消化タンク内部での機器の据付工事等に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用。
- d 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建造物の据付工事に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用。
- e その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用。

(2) 間接工事費は、工事目的物の施工において間接的に係わる費用で、共通仮設費・現場管理費及び据付間接費により構成される。

ア 共通仮設費

共通仮設費は、工事を施工するに当たり、必要とする運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の合計額である。

共通仮設費の算定は、率による額と各費目毎に必要な積み上げ積算による額を加算して行う。

積み上げ積算による部分は、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げる。

なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。

(ア) 費用の算定

- a 共通仮設費＝共通仮設費対象額×共通仮設費率＋積上げ積算
- b 共通仮設費対象額は、「直接工事費」、「事業損失防止施設費」の合計額とする。
- c 共通仮設費率は、表－5による。

(イ) 運搬費

運搬費として積算する内容は次のとおりとする。

- a 共通仮設費率に含まれる運搬費は次のとおりとする。
 - (a) 建設機械の自走による運搬。
 - (b) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出。
 - (c) 質量20t未満の機材等(足場材等)の搬入、搬出。

- a 据付け工事に必要な標準的な作業用足場、(手摺先行型枠組足場等)。
 - b 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用。
 - c 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用。
 - d 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用。
- (ウ) 仮設費で積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。
- なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。
- a ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用。
 - b 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用。
 - c ポンプ井、沈殿池等(池深さ5m以上)、深槽反応タンク、円形沈殿池(重力濃縮槽含む)、汚泥消化タンク内部での機器の据付工事等に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用。
 - d 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建造物の据付工事に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用。
 - e その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用。

(2) 間接工事費は、工事目的物の施工において間接的に係わる費用で、共通仮設費・現場管理費及び据付間接費により構成される。

ア 共通仮設費

共通仮設費は、工事を施工するに当たり、必要とする運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の合計額である。

共通仮設費の算定は、率による額と各費目毎に必要な積み上げ積算による額を加算して行う。

積み上げ積算による部分は、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積上げる。

なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。

(ア) 費用の算定

- a 共通仮設費＝共通仮設費対象額×共通仮設費率＋積み上げ積算
- b 共通仮設費対象額は、「直接工事費」、「事業損失防止施設費」の合計額とする。
- c 共通仮設費率は、表－5による。

(イ) 運搬費

運搬費として積算する内容は次のとおりとする。

- a 共通仮設費率に含まれる運搬費は次のとおりとする。
 - (a) 建設機械の自走による運搬。
 - (b) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出。
 - (c) 質量20t未満の機材等(足場材等)の搬入、搬出。
 - (d) トラッククレーン油圧式60t以下の分解・組立及び輸送に要する費用。
 - (e) 建設機械等の日々回送に要する費用。
 - (f) 建設機械、機材等(足場材等)及び機器・材料の現場内小運搬。
- b 積み上げ積算による運搬費は次のとおりとする。
 - (a) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬(トラッククレーン油圧式60t以下を除く)。
 - (b) 仮設材(覆工板等)の運搬。
 - (c) その他、工事施工上必要な運搬等に要する費用。